別紙１

各税務署が開催する申告書作成会の日程等

各税務署が開催する「災害により被害を受けられた方を対象とする申告書作成会」の日程は以下のとおりとなります。

○　申告書作成会を開催しない税務署においても災害により被害を受けられた方の申告相談を平成２９年２月１５日以前でも受け付けております。

○　平成２９年２月１６日以降については、平成２８年分確定申告の申告相談会場として、下記の会場と同じ場所で確定申告の相談・申告書の受付を行います。

○　熊本東税務署が開設する会場（「火の国ハイツ」）では、災害により被害を受けられた方の相談も受け付けています。

〔災害により被害を受けられた方を対象とする申告書作成会〕

署　名	会　　　場	開　催　期　間 （土、日曜日及び祝日を除く。）	受付時間
熊本西	熊本西税務署 （熊本地方合同庁舎Ｂ棟） （熊本市西区春日２丁目１０番１号）	１月１８日(水)から ２月１５日(水)まで	９時から 16 時まで
熊本東	火の国ハイツ （熊本市東区石原２丁目２番２８号）	１月３０日(月)から ２月１５日(水)まで	９時から 16 時まで
八　代	八代税務署 （八代市花園町１６番地２）	２月　３日(金)から ２月１５日(水)まで	９時から 16 時まで
菊　池	JA 菊池　菊池中央支所 （菊池市隈府８５２番地）	１月２３日(月)から ２月１５日(水)まで	９時から 16 時まで
宇　土	宇土税務署 （宇土合同庁舎） （宇土市北段原町１５番地）	１月２３日(月)から ２月１５日(水)まで	９時から 16 時まで
阿　蘇	阿蘇税務署 （阿蘇市一の宮町宮地１９４４番地）	１月２３日(月)から ２月１５日(水)まで	９時から 16 時まで